

議案参考資料

[令和 8 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係(担当)]

税務課 資産税担当

議案名

議案第 63 号 桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という。)の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除について所要の改正を行うものです。

概 要

地域未来投資促進法が改正されたことにより、課税の特例(※)の対象に承認地域経済牽引事業のための施設の用に供する機械及び装置を加えます。

※ 本条例において、事業者が取得した対象資産に対して、最初に固定資産税を課税すべきこととなる年度以後 3 年度分の課税免除を行っています。

(施行期日：経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 29 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日)

背景・経過

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律が令和 8 年 6 月 5 日に公布され、承認地域経済牽引事業計画に係る措置の拡充を目的として地域未来投資促進法が一部改正されました。